

改定後	改定前
<p>第 25 条（会員資格の取消）</p> <p>(1) ⑩当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等</p> <p>（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動</p> <p>（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動</p> <p>（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ</p> <p>（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p>	<p>第 25 条（会員資格の取消）</p> <p>(1) ⑩当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等</p> <p>（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動</p> <p>（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動</p> <p>（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ</p> <p>（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p>